

実質再エネプラン特別約款

(高圧)

<九州電力管内>

令和7年4月1日

みやまスマートエネルギー株式会社

目次

第1条	適用	2
第2条	定義	2
第3条	適用期間	2
第4条	環境価値を付加する環境価値付加電力量の算定	2
第5条	契約種別および料金	3
第6条	免責	3
第7条	その他	3
附則		4
別表		5

第1条 適用

この実質再エネプラン特別約款（以下、「本約款」といいます。）は、（小売電気事業者登録番号 A0155）みやまスマートエネルギー株式会社（以下「当社」という。）が提供する電気需給約款（特別高圧・高圧）（以下、「需給約款」といいます。）により電気を供給する契約（以下、「需給契約」といいます。）のオプション特約として、環境価値の付加を承諾したお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。なお、電気の供給条件等については、需給約款によるものとします。

第2条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)環境価値

再生可能エネルギー由来の電気の持つ、化石エネルギーの節減や二酸化炭素の排出抑制等の価値をいう。

(2)環境価値付加電力

本約款により供給された環境価値を付加された電気をいう。

(3)環境価値付加電力量

環境価値付加電力の電力量をいう。

(4)温対法

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 28 年法律第 50 号）をいう。

(5)非化石証書

経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（温対法上の CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）を有する証書をいう。

第3条 適用期間

本約款の実質再エネプラン特約（以下「実質再エネ契約」）の適用開始日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる 3 月の検針日の前日までといたします。契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、当社との実質再エネ契約が解約された場合、その解約日をもって環境価値の付加を終了するものとします。

第4条 環境価値を付加する環境価値付加電力量の算定

当社がお客さまに提供する環境価値付加電力量※1 は、以下の式に従い算定します。なお、計算結果は小数点以下切り上げとします。

また、環境価値付加電力量の内訳について、可能な限りの量で再エネ指定非化石証書を組み合わせて提供するものとしますが、市場取引によって購入するものであるために十分な量を調達できない場合は、Jクレジットを調達するものとします。

環境価値付加電力量 = 対象とする需給契約ごとの月間使用電力量（実績値）

※1 再生可能エネルギー指定非化石証書、Jクレジットの活用により環境価値を有し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 28 年法律第 50 号）における調整後二酸化炭素排出量が 0 となる電気の供給量とします。

第5条 契約種別および料金

- (1) 契約種別は需給約款 3.1 条（常時電力）のとおりとし、オプション特約により環境価値を付加いたします。
- (2) 料金は、需給約款 3.1 条（常時電力）により算定いたしますが、電気需給契約書または電気需給契約のご案内等で定めた単価は、需給契約ごとに本約款別表 1（環境価値）を付加した料金単価へ変更します。なお、料金単価は別途に電気需給契約書または電気需給契約のご案内等で定めるものとします。
- (3) さらに、トラッキング付非化石証書の発行を希望される場合は、別途に本約款別表 2（管理および事務手数料）に定める管理および事務手数料を追加いたします。

第6条 免責

当社は、次の各号に定める事由により、第4条に従って算定される環境価値付加電力量を提供できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- (1) 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限らない）による再生可能エネルギー由来の電気の発電不足
- (2) 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- (3) 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足
- (4) 売却されるJクレジットの不足
- (5) その他当社の責めによらず、環境価値付加電力量を確保できない状況

第7条 その他

当社は本約款の内容を変更することがあります。当社が本約款の内容を変更する際は、お客さまへ変更内容を事前に通知いたします。

附則

1. この電気需給約款の実施日
この電気需給約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

別表

1. 環境価値

環境価値の単価は、1キロワット時あたり以下といたします。

【環境価値単価】 [税込]

環境価値の種類	環境価値単価 (円/kWh)
再エネ指定非化石証書等	1.50

※税込単価 [消費税率10%]

2. 管理および事務手数料

第5条(3)によるトラッキング付き非化石証書発行の管理および事務手数料は、以下といたします。

【管理および事務手数料】 [税込]

契約単位	管理および事務手数料 (円/月)
1契約につき	300

※税込単価 [消費税率10%]